

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 選管告示 参議院議員選挙における選挙長等の選任
右選挙に用いる投票用紙等
選挙公報掲載文の申請期限等
立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う日時等
立会演説会の開催計画
選挙会並びに選挙分会の場所等
選挙公報掲載文の掲載順序
候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序をきめるくじを行う場所等
候補者の選挙運動に関する支出金の制限額
立会演説会を開催する市の単位、区域
- ◇ 参院地方選挙長告示 地方選出議員の選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人をはこえる場合のくじを行う日時等
- ◇ 参院全国選挙長告示 全国

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙及び全国選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長並びに選挙長及び選挙分会長の職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名	住 所	氏 名
選挙長	八頭郡若桜町大字若桜	圓井 潔
選挙長職務代理者	鳥取市東町一丁目二百十三番 地	中川 一郎
選挙分会長	八頭郡若桜町大字若桜	圓井 潔
選挙分会長職務代理者	鳥取市東町一丁目二百十三番 地	中川 一郎

二 選挙長及び選挙分会長の職務場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和三十四年六月二日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に貼すべき印等をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙に貼すべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に貼すべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

三 投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒の文字は、参議院地方選出議員選挙については黒色とし、参議院全国選出議員選挙については赤色とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和三十四年六月二日執行の参議院議員通常選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び申請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日

昭和三十四年五月十五日

二 申請の期間及び申請の方法

昭和三十四年五月十六日から五月二十日までに住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十四年五月二十一日から五月二十三日まで

四 縦覧期間

昭和三十四年五月二十四日から五月二十七日まで

五 異議の申立期間

縦覧期間中

六 異議の決定期限

昭和三十四年五月二十九日

七 確定期日

昭和三十四年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限

昭和三十四年五月十九日

二 くじを行う場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

三 くじを行う日時

昭和三十四年五月十九日 午後五時十五分

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙について開催する立会演説会の演説の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時

昭和三十四年五月八日 午後五時十分

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会の方法

班別編成の方法によらない立会演説会とする。

二 候補者一人当りの演説時間

四十分以内

三 一回の立会演説会において演説をすることができる

候補者の数

五人

四 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開 催 日 時	開催市町村	会 場
五月 十一日 午後 二時	米子市	大篠津小学校
五月 十一日 午後 七時三十分	境港市	境小学校
五月 十二日 午後 二時	日南町	生山公会堂
五月 十二日 午後 七時三十分	日野町	根雨公会堂
五月 十三日 午後 二時	江府町	江尾小学校
五月 十三日 午後 七時三十分	溝口町	溝口小学校
五月 十四日 午後 二時	西伯町	法勝寺小学校
五月 十四日 午後 七時三十分	米子市	就将小学校
五月 十五日 午後 二時	伯仙町	県小学校
五月 十五日 午後 七時三十分	淀江町	淀江小学校
五月 十六日 午後 二時	名和町	名和中学校
五月 十六日 午後 七時三十分	赤碓町	赤碓中学校
五月 十七日 午後 二時	東伯町	浦安公会堂

五月 十七日 午後 七時三十分	大栄町	緑ヶ丘中学校
五月 十八日 午後 二時	三朝町	三朝中学校
五月 十八日 午後 七時三十分	倉吉市	河北中学校
五月 十九日 午後 二時	東郷町	桜小学校
五月 十九日 午後 七時三十分	羽合町	羽合中学校
五月 二十日 午後 二時	青谷町	青谷小学校
五月 二十日 午後 七時三十分	鹿野町	鹿野小学校
五月 二十一日 午後 二時	鳥取市	浜村中学校
五月 二十一日 午後 七時三十分	国府町	日進小学校
五月 二十二日 午後 二時	郡家町	中央中学校
五月 二十三日 午後 二時	八頭村	八東小学校
五月 二十三日 午後 七時三十分	若桜町	若桜中学校
五月 二十四日 午後 二時	用瀬町	用瀬小学校
五月 二十四日 午後 七時三十分	智頭町	智頭小学校
五月 二十五日 午後 二時	鳥取市	大東中学校
五月 二十五日 午後 七時三十分	河原町	河原小学校

五月二十六日	午後二時	岸本町	大幡小学校
五月二十六日	午後七時三十分	米子市	米子市公会堂
五月二十七日	午後二時	関金町	鴨川中学校
五月二十七日	午後七時三十分	倉吉市	明倫小学校
五月二十八日	午後二時	岩美町	岩美中学校
五月二十八日	午後七時三十分	鳥取市	遷番小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙及び全国選出議員選挙における選挙会並びに選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 選挙会

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

2 日時 昭和三十四年六月六日 午後一時

二 選挙分会

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
2 日時 昭和三十四年六月六日 午後一時十五分

一 くじを行う場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 くじを行う日時

昭和三十四年五月十九日 午後五時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 くじを行う場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 くじを行う日時

昭和三十四年五月二十一日 午後五時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

候補者一人につき

六四五、五〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員の選挙において、立会演説会を開催する市の単位の区域を次のとおり定めた旨、それぞれ市の選挙管理委員会から報告があつた。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

市名		鳥取市							米子市	倉吉市
単位		第一単位	第二単位	第三単位	第一単位	第二単位	第三単位	第一単位	第二単位	
区		遷喬校区、久松校区、醇風校区、明徳校区、富桑校区、中ノ郷校区	修立校区、日進校区、稻葉校区、美保校区、面影校区、倉田校区、米里校区	賀露校区、千代水校区、湖山校区、松保校区、豊実校区、未恒校区、湖南校区、明治校区、大正校区、東郷校区、美穂校区、神戸校区、大和校区	就將校区、明道校区、義方校区、住吉校区、成実校区、尙徳校区、五千石校区	大篠津校区、彦名校区、崎津校区、和田校区、富益校区、夜見校区	啓成校区、車尾校区、福原校区、加茂校区、巖校区、春日校区	上灘校区、成徳校区、明倫校区、小鴨校区、上小鴨校区、北谷校区、高城校区、社校区、灘手校区	西郷校区、河北校区	
域										
<p style="text-align: center;">参議院地方選出議員選挙 選選長告示</p> <p>参議院地方選出議員選挙選長告示第一号 昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。 昭和三十四年五月七日 参議院地方選出議員選挙選長 圓井 潔</p> <p>一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 二 日時 昭和三十四年五月三十一日午前十時三十分</p> <p style="text-align: center;">参議院全国選出議員選挙 選選長告示</p> <p>参議院全国選出議員選挙選長告示第一号</p>										

<p>昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。 昭和三十四年五月七日 参議院全国選出議員選挙選長 圓井 潔</p> <p>一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 二 日時 昭和三十四年五月三十一日午前十一時</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会事務局</p>	
---	--